

平成 28 年度

第 1 回

定 期 監 査 報 告 書  
(その 1)

子 ども 家 庭 部

子 ども 育 成 課

子 ども 家 庭 支 援 課

福 生 市 監 査 委 員

# 平成 28 年度第 1 回定期監査報告書（その 1）

## 第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査

## 第 2 監査の対象

子ども家庭部 子ども育成課、子ども家庭支援課

## 第 3 監査の範囲

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までにおける事務の執行

## 第 4 実施期間

平成 28 年 4 月 11 日から平成 28 年 6 月 23 日まで

[説明聴取日 平成 28 年 5 月 17 日]

## 第 5 実施方法

財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているか、また、事務事業の管理運営が合理的かつ効率的に行われているかを主眼に、関係諸帳簿及び関係書類等の照合、関係職員からの聴取など通常実施すべき監査手続により実施した。

## 第 6 監査の結果

事務の執行について監査したところ、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に記述する。

### 1 共通事項

#### (1) 郵券（切手）の管理について

郵券は適正に保管しているが、受払の記録が係によっては残数の記録がなく管理簿としては機能していなかったり、メモ程度の記録で使用者が不明のものがあつた。

郵券受払簿に特段の定めはないが、残数がわかる様式を使用し、年度末には 2 名以上の職員が残数を確認されたい。

### 2 子ども育成課

#### (1) 補助金の交付事務に係る文書管理について

- ①私立幼稚園就園奨励費補助金及び私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金の交付申請について、当該交付申請書に市の收受印の押印がなかった。
- ②認証保育所利用者補助金の交付申請について、当該交付申請書の起案書の收受日と交付申請書の提出日に相違が見られた。
- ③民間保育所等振興費における各種補助金の交付決定について、当該交付決定通知書の起案書には抽出した1園のみの決定内容が添付されているだけで、同日に決定した他の複数の園の決定内容の添付がなかった。

それぞれの交付要綱及び交付基準に基づき交付事務を進め、文書管理規程にのっとり適正に事務処理をされたい。

### 3 子ども家庭支援課

#### (1) 休日等振替の運用誤り及び超過勤務手当の支給漏れについて

- ①平成26年4月18日に庁議決定されている「休日等振替の運用について」によれば、休日等振替命令を行う際は、原則同一週内に振替日を指定することとされている。同一週内に振替日が取得できなかった場合は超過勤務手当100分の25が支給されるので、超過勤務手当報告時に休日等振替命令簿の原本を職員課に提出することとされている。

しかし、超過勤務手当報告書（以下、報告書）に休日等振替命令簿の原本は添付していたが、休日等振替時間数を記載しておらず（報告漏れ）、本来、支給漏れの可能性があったが、職員課において、休日等振替命令簿の原本から超過勤務手当が支給されていた。（4月分、6月分、8月分、10月分、11月後半分、12月分）

- ②報告書に休日等振替時間数を記載しておらず、休日等振替命令簿の原本も添付していなかった月は支給漏れとなっていた。（2月分、3月分）
- ③翌月の末日までにやむを得ず振替不能な場合は、「超過勤務等命令簿【振替未取得清算用】」の原本を職員課に提出することになっているが、未提出であった。また、振替不能な場合は超過勤務手当100分の110が支給されるが、報告書を提出しておらず支給漏れとなっていた。

「休日等振替の運用について」のとおり適正に運用されたい。

休日等振替の運用は、平成26年4月から新たな運用が開始され、その際、説明会も実施された。しかし、今回指摘があったことは前回の定期監査でも同様の指摘がされており、運用が難しく、正しく理解されていないと思われる。職員課は、職員が適正に休日等振替の運用をできるよう、改善を要望する。

改善の要望については【職員課】

## (2) 職員の旅費について

- ①職員課が所管する派遣研修の旅費は職員課で支払われるが、子ども家庭支援課の出張旅費でも支払があり、二重に支払われていた。

これは所管課で管理する旅行（出張）命令書にも派遣研修の旅費の合計が記入されていたためである。

前回の定期監査でも同様の誤りがあるが、その報告書では「職員課が所管する研修は職員課長が命ずるものであり、所属長が命ずる出張とは区分すべきである」と旅行（出張）命令書には記入しないよう指摘していた。

しかし、今回、職員課の見解を確認したところ、旅行（出張）命令書には派遣研修を記入するが、二重支払を防ぐために「職員課支払」と記入するよう見解を示した。

よって、職員課の見解どおり記入されたい。

- ②出張旅費の支給について、通勤定期券を所有している者が、出張の旅費に通勤定期券の区間の運賃を反映させていなかった。

旅行（出張）命令書の記載方法を正しく理解し、旅費の算定に誤りのないように注意されたい。

## (3) 物品購入における不要な調書の打ち出しについて

予定価格が「1万円未満の物品購入」の「見積経過調書」を打ち出し、決裁を取っている。1万円未満の物品購入の際には見積徴取を省略でき、見積経過調書の打ち出し及び決裁は不要であるが、見積書原本がある場合はこの限りではない。しかし、見積書を徴取していないのでこれらの見積経過調書は不要である。

「随意契約ガイドラインにおける『見積徴取の省略』について（補足）」を理解し適正に運用されたい。

## 4 予算の執行状況について

平成27年4月1日から平成28年3月31日までににおける歳入歳出予算の執行状況は、別表のとおりである。

別表 1

平成27年度  
予 算 の 執 行 状 況

一般会計      子ども家庭部    子ども育成課

歳 入

(単位: 円・%)

款	項	目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入比率		説 明
						対予算	対調定	
12		分担金及び負担金	218,663,000	226,366,300	226,336,000	103.5	100.0	
	1	負担金	218,663,000	226,366,300	226,336,000	103.5	100.0	
		1 民生費負担金	218,663,000	226,366,300	226,336,000	103.5	100.0	2 児童福祉費負担金 1 保育所入所児童保護者負担金 205,974,650 4 学童クラブ入所児童保護者負担金 20,361,350
13		使用料及び手数料	168,000	196,100	196,100	116.7	100.0	
	1	使用料	168,000	196,100	196,100	116.7	100.0	
		4 教育使用料	168,000	196,100	196,100	116.7	100.0	2 地域会館使用料 1 地域会館使用料 196,100
14		国庫支出金	1,289,019,000	1,340,803,931	1,340,803,931	104.0	100.0	
	1	国庫負担金	1,195,327,000	1,248,676,390	1,248,676,390	104.5	100.0	
		1 民生費国庫負担金	1,195,327,000	1,248,676,390	1,248,676,390	104.5	100.0	3 児童福祉費負担金 1 子どものための教育・保育給付費負担金 585,890,811 2 児童手当負担金 563,747,999 3 児童扶養手当負担金 94,287,580 6 育成医療費助成事業負担金 4,750,000
	2	国庫補助金	93,580,000	92,003,000	92,003,000	98.3	100.0	
		1 総務費国庫補助金	9,940,000	12,857,000	12,857,000	129.3	100.0	1 総務管理費補助金 1 幼稚園就園奨励費補助金 12,857,000
		2 民生費国庫補助金	83,640,000	79,146,000	79,146,000	94.6	100.0	3 児童福祉費補助金 3 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業補助金 792,000 4 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金 18,000,000 5 子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金 2,439,000 6 子ども・子育て支援交付金 47,746,000 7 保育所等整備交付金 10,169,000
	3	委託金	112,000	124,541	124,541	111.2	100.0	
		2 民生費委託金	112,000	124,541	124,541	111.2	100.0	2 児童福祉費委託金 1 特別児童扶養手当事務取扱委託金 124,541
15		都支出金	1,100,474,000	1,145,349,393	1,145,349,393	104.1	100.0	
	1	都負担金	582,071,000	614,594,201	614,594,201	105.6	100.0	
		1 民生費都負担金	582,071,000	614,594,201	614,594,201	105.6	100.0	3 児童福祉費負担金 1 児童育成手当負担金 194,924,000 2 子どものための教育・保育給付費負担金 293,287,409 3 児童手当負担金 124,167,666 6 育成医療費助成事業負担金 2,215,126
	2	都補助金	517,852,000	530,176,692	530,176,692	102.4	100.0	
		1 総務費都補助金	19,798,000	16,437,200	16,437,200	83.0	100.0	1 総務管理費補助金 1 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金 16,338,400 2 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業事務費補助金 98,800

款	項	目	予算現額	調定額	収入済額	収入比率		説明
						対予算	対調定	
		2 民生費都補助金	498,054,000	513,739,492	513,739,492	103.1	100.0	4 児童福祉費補助金 3 保育所運営費補助金 1,102,000 4 認証保育所運営費等補助金 13,109,000 5 ひとり親家庭等医療費助成事業補助金 27,673,000 6 乳幼児医療費助成事業補助金 45,403,000 7 子育て推進交付金 286,113,000 8 義務教育就学児医療費助成事業補助金 42,939,000 10 子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金 35,057,000 11 都型学童クラブ事業補助金 5,341,000 14 子ども・子育て支援交付金 47,746,000 15 保育士等キャリアアップ補助金 9,013,000 16 こころの東京革命普及啓発事業補助金 184,000 17 児童福祉施設設置届等事務費交付金 59,492
		3 委託金	551,000	578,500	578,500	105.0	100.0	
		1 総務費委託金	551,000	578,500	578,500	105.0	100.0	1 総務管理費委託金 2 私立学校指導監督事務費委託金 578,500
		20 諸収入	17,000	1,653,656	1,653,656	9,727.4	100.0	
		3 雑入	17,000	1,653,656	1,653,656	9,727.4	100.0	
		1 雑入	17,000	1,653,656	1,653,656	9,727.4	100.0	2 過年度収入 3 児童手当国庫負担金 231,999 4 児童手当都負担金 80,332 11 保育所運営費国庫負担金 426,315 12 保育所運営費都負担金 213,158 3 雑入 20 複写機等利用料 23,334 44 ひとり親家庭ホームヘルプサービス利用者負担金 1,530 46 その他雑収入 児童扶養手当等返還金 675,082 公衆電話等使用料 1,860 その他 46
		合計	2,608,341,000	2,714,369,380	2,714,339,080	104.1	100.0	

款	項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率	説明
2	総務費		94,229,000	85,889,303	8,339,697	91.1	
	1	総務管理費	94,229,000	85,889,303	8,339,697	91.1	
		13諸費	94,229,000	85,889,303	8,339,697	91.1	6 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費 32,410,900 7 幼稚園就園奨励事業費 45,157,203 8 私立幼稚園教育振興事業費 6,456,200 15 保育環境充実事業費 1,865,000
3	民生費		4,429,786,000	4,286,422,793	143,363,207	96.8	
	2	児童福祉費	4,429,786,000	4,286,422,793	143,363,207	96.8	
		1 児童福祉総務費	2,036,021,000	1,977,511,779	58,509,221	97.1	1 職員人件費 171,752,555 2 児童福祉事務費 10,599,541 3 民間保育所等振興費 105,376,535 4 児童育成手当等支給事業費 197,133,083 5 児童手当支給事業費 813,619,813 6 ひとり親家庭等事業費 41,459,940 7 乳幼児医療費助成事業費 88,853,812 8 児童扶養手当支給事業費 284,065,187 9 認可外保育所利用者助成事業費 4,345,000 10 学童クラブ事業費 137,370,747 11 義務教育就学児医療費助成事業費 87,080,262 12 育成医療費助成事業費 9,038,605 16 子ども・子育て審議会費 143,558 17 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費 21,796,141 19 保育環境充実事業費 4,877,000
		2 保育所運営費	2,295,773,000	2,211,093,130	84,679,870	96.3	1 保育所運営委託事業費 1,991,168,060 2 認定こども園施設型給付事業費 94,938,740 3 地域型保育給付事業費 70,743,080 4 認証保育所運営助成事業費 26,108,250 5 病児・病後児保育事業費 28,135,000
		4 児童館費	97,095,000	97,044,746	50,254	99.9	1 児童館運営費 34,784 2 施設改良及び管理費 97,009,962
		5 青少年問題協議会費	897,000	773,138	123,862	86.2	1 青少年問題協議会費 273,235 2 青少年問題関係事業費 499,903
		合 計	4,524,015,000	4,372,312,096	151,702,904	96.6	

別表2

平成27年度  
予算の執行状況

一般会計

子ども家庭部 子ども家庭支援課

歳入		(単位:円・%)					
款項	目	予算現額	調定額	収入済額	収入比率		説明
					対予算	対調定	
14	国庫支出金	8,231,000	3,892,048	3,892,048	47.3	100.0	
	1 国庫負担金	4,114,000	2,156,048	2,156,048	52.4	100.0	
	1 民生費国庫負担金	4,114,000	2,156,048	2,156,048	52.4	100.0	3 児童福祉費負担金 4 入院助産施設入所費負担金 571,477 5 母子生活支援施設入所費負担金 1,584,571
	2 国庫補助金	4,117,000	1,736,000	1,736,000	42.2	100.0	
	2 民生費国庫補助金	4,117,000	1,736,000	1,736,000	42.2	100.0	3 児童福祉費補助金 1 母子家庭等対策総合支援事業補助金 1,071,000 2 児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金 665,000
15	都支支出金	5,060,000	4,170,493	4,133,263	81.7	99.1	
	1 都負担金	2,056,000	1,078,023	1,078,023	52.4	100.0	
	1 民生費都負担金	2,056,000	1,078,023	1,078,023	52.4	100.0	3 児童福祉費負担金 4 入院助産施設入所費負担金 285,738 5 母子生活支援施設入所費負担金 792,285
	2 都補助金	3,004,000	3,092,470	3,055,240	101.7	98.8	
	2 民生費都補助金	3,004,000	3,092,470	3,055,240	101.7	98.8	1 社会福祉費補助金 1 女性福祉資金貸付事業事務費補助金 351,140 4 児童福祉費補助金 1 母子及び父子福祉資金貸付事業事務費補助金 2,704,100
20	諸収入	458,000	679,687	679,687	148.4	100.0	
	3 雑入	458,000	679,687	679,687	148.4	100.0	
	1 雑入	458,000	679,687	679,687	148.4	100.0	2 過年度収入 13 入院助産施設入所費国庫負担金 427,080 14 入院助産施設入所費都負担金 77,965 15 母子生活支援施設入所費国庫負担金 114,371 16 母子生活支援施設入所費都負担金 57,186 3 雑入 20 複写機等利用料 3,085
	合計	13,749,000	8,742,228	8,704,998	63.3	99.6	

歳出		(単位:円・%)				
款項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率	説明
3	民生費	39,290,000	30,220,481	9,069,519	76.9	
	2 児童福祉費	39,290,000	30,220,481	9,069,519	76.9	
	1 児童福祉総務費	30,849,000	25,347,544	5,501,456	82.2	2 児童福祉事務費 1,960,774 6 ひとり親家庭等事業費 3,938,017 13 子ども家庭支援センター事業費 11,394,147 14 ファミリー・サポート・センター事業費 2,617,893 15 子ども応援館施設改良及び管理費 5,265,641 18 自動車管理費 46,052 20 産前・産後支援ヘルパー事業費 125,020
	3 母子福祉費	8,441,000	4,872,937	3,568,063	57.7	1 入院助産施設入所事業費 1,437,634 2 母子生活支援施設入所事業費 3,435,303
	合計	39,290,000	30,220,481	9,069,519	76.9	

平成 28 年度

第 1 回

定期 監査 報告 書  
(その 2)

教 育 部

生涯学習推進課

公 民 館

福 生 市 監 査 委 員

# 平成 28 年度第 1 回定期監査報告書（その 2）

## 第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査

## 第 2 監査の対象

教育部 生涯学習推進課、公民館

## 第 3 監査の範囲

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までににおける事務の執行

## 第 4 実施期間

平成 28 年 4 月 11 日から平成 28 年 6 月 23 日まで

[説明聴取日 平成 28 年 5 月 18 日]

## 第 5 実施方法

財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているか、また、事務事業の管理運営が合理的かつ効率的に行われているかを主眼に、関係諸帳簿及び関係書類等の照合、関係職員からの聴取など通常実施すべき監査手続により実施した。

## 第 6 監査の結果

事務の執行について監査したところ、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に記述する。

### 1 共通事項

#### (1) 文書収受について

定例又は簡易な文書は、余白に課収受印及び回付印を押印し、年度、係名、文書分類、保存年限及び公開区分を記入することとされているが、それらの事項を記入せず、決裁を受け、供覧するにとどまっている。公民館においては、文書管理に必要な回付印の存在もない。

福生市文書管理規程に基づき適正に事務処理をされたい。

#### (2) 施設使用申請書等の記入漏れについて

公民館、地域会館（扶桑、かえで、さくら、松林、白梅）、プチギャラリーの

免除使用申請において、使用料を免除できる範囲は定められており、申請書にその旨チェックする欄が設けられている。しかし、該当区分にチェックがないまま免除申請を受けている例が多く見受けられた。

実際には、免除非該当の申請はなかったが、それぞれの規則に基づき適正な使用手続とされたい。

## 2 生涯学習推進課

### (1) 補助金の交付事務について

次のような不適切な事務処理が見受けられた。

#### ①社会教育関係団体補助金

補助金交付申請の添付書類の不備（申請日と添付書類の整合性）

#### ②青少年育成地区委員長会主催事業補助金

補助金交付申請書の誤記入での受付（対象事業費とその財源内訳合計額が不一致）

#### ③青少年地区委員会組織活動補助金

補助金等交付決定通知書の不備（対象事業費が未記入）

#### ④登録文化財保護奨励金

- ・ 交付決定通知書の様式誤り（「申請」とすべきところ「依頼」となっている。）
- ・ 申請、請求者名と支払先の相違（申請、請求は会社名でされているが、支払先は個人あてになっている。申請、請求者名を個人名で受け付けるのが正しい。）

それぞれの交付要綱及び交付基準に基づいた正確な審査を行い、適正に事務処理をされたい。

## 3 公民館

### (1) 公印管理について

公民館本館では、福生市公民館長印などは施錠できる金庫に保管しているが、出納印（領収印）は執務時間外でも机の上に置いたままになっている。福生市公印規則第12条によれば、「公印は、常に堅固な容器に納め、執務時間外、休日及び週休日には、容器に封印又は錠を施しておかなければならない。」とされている。

規則に基づいた適切な管理をされたい。

### (2) 嘱託職員の費用弁償未払について

松林会館嘱託職員の平成28年6月分費用弁償が未払であった。

適切な事務処理をされたい。

### (3) 社会教育団体への福生市民会館大・小ホール借上料援助事業について

援助事業申請書及び終了報告書の文書収受が起案されていない。また、取扱要

領によれば、事業終了報告書は、事業終了後 1 か月以内と定められているが、援助事業 4 件のうち 2 件が 1 か月を超えての報告となっている。

この事業は、公民館を利用する社会教育団体が、市民会館の大・小ホールで活動報告（発表）をするとき、予算の範囲内でその借上料を援助する（公民館が借上料を支払う。）というもので、補助金交付に近い。取扱要領に基づき適正に事務処理をされたい。

#### 4 予算の執行状況について

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までにおける歳入歳出予算の執行状況は、別表のとおりである。

別表 1

平成27年度  
予 算 の 執 行 状 況

一般会計 教育部 生涯学習推進課

歳 入

(単位: 円・%)

款	項	目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入比率		説 明
						対予算	対調定	
13		使用料及び手数料	1,870,000	2,091,600	2,091,600	111.9	100.0	
	1	使用料	1,870,000	2,091,600	2,091,600	111.9	100.0	
		4 教育使用料	1,870,000	2,091,600	2,091,600	111.9	100.0	1 地域会館使用料 (扶桑 かえで) 851,600 1 プチギャラリー使用料 1,240,000
15		都支出金	16,562,000	15,586,000	15,586,000	94.1	100.0	
	2	都補助金	16,562,000	15,586,000	15,586,000	94.1	100.0	
		7 教育費都補助金	16,562,000	15,586,000	15,586,000	94.1	100.0	1 文化財関係事務処理交付金 20,000 2 放課後子ども教室推進事業補助金 14,037,000 3 学校支援地域組織事業費補助金 1,529,000
20		諸収入	1,740,000	1,720,800	1,720,800	98.9	100.0	
	3	雑入	1,740,000	1,720,800	1,720,800	98.9	100.0	
		1 雑入	1,740,000	1,720,800	1,720,800	98.9	100.0	4 文化財報告書等頒布代 352,800 8 青少年海外派遣事業参加負担金 1,368,000
		合 計	20,172,000	19,398,400	19,398,400	96.2	100.0	

歳 出

(単位: 円・%)

款	項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率	説 明
10		教育費	268,984,000	258,121,988	10,862,012	96.0	
	5	社会教育費	268,984,000	258,121,988	10,862,012	96.0	
		1 社会教育総務費	135,121,000	129,577,295	5,543,705	95.9	1 社会教育委員費 1,170,924 2 職員人件費 53,610,194 3 社会教育振興費 3,581,786 4 成人式経費 1,079,384 5 国際交流青少年海外派遣事業費 9,152,837 6 青少年健全育成費 3,798,541 7 ふっさっ子の広場事業費 54,670,300 8 学校支援地域組織事業費 2,513,329
		2 文化財保護費	16,762,000	16,141,471	620,529	96.3	1 文化財保護審議会費 870,188 2 文化財事務費 8,538,342 3 調査研究費 3,015,830 4 保護及び展示費 3,592,842 5 自動車管理費 124,269
		6 地域会館管理費	15,667,000	15,348,359	318,641	98.0	1 施設改良及び管理費 (扶桑 かえで) 15,348,359
		7 文化施設管理費	101,434,000	97,054,863	4,379,137	95.7	1 施設改良及び管理費 (プチギャラリー) 6,212,387 3 施設改良及び管理費 (古民家) 3,952,320 4 プチギャラリー空調設備改良事業費 22,463,827 5 プチギャラリー外壁等改良事業費 14,245,209 6 古民家改良事業費 50,181,120
		合 計	268,984,000	258,121,988	10,862,012	96.0	

別表2

平成27年度  
予 算 の 執 行 状 況

一般会計      教育部 公民館

歳 入

(単位：円・%)

款 項	目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入比率		説 明
					対予算	対調定	
13	使用料及び手数料	3,193,000	3,421,900	3,421,900	107.2	100.0	
	1 使用料	3,193,000	3,421,900	3,421,900	107.2	100.0	
	4 教育使用料	3,193,000	3,421,900	3,421,900	107.2	100.0	1 公民館使用料                    355,000 1 地域会館使用料(松林 白梅 さくら)                    1,629,000 2 福庵使用料                    1,437,900
20	諸収入	410,000	554,368	554,368	135.2	100.0	
	3 雑入	410,000	554,368	554,368	135.2	100.0	
	1 雑入	410,000	554,368	554,368	135.2	100.0	20 複写機等利用料(公民館 松林 白梅)                    178,241 30 雇用保険料                    20,832 41 さくら会館電気使用料                    288,040 46 その他雑収入                    67,255
	合 計	3,603,000	3,976,268	3,976,268	110.4	100.0	

歳 出

(単位：円・%)

款 項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率	説 明
10	教育費	265,711,000	263,651,266	2,059,734	99.2	
	5 社会教育費	265,711,000	263,651,266	2,059,734	99.2	
	3 市民会館費	106,852,000	106,578,481	273,519	99.7	1 市民会館運営費                    88,556,966 2 自動火災報知設備等更新事業費                    18,021,515
	4 公民館費	116,704,000	116,294,427	409,573	99.6	1 運営審議会費                    1,094,604 2 職員人件費                    92,759,458 3 公民館運営費                    7,804,961 4 講座等開設費                    9,707,536 5 市民文化祭経費                    3,714,086 6 自動車管理費                    1,213,782
	6 地域会館管理費	36,339,000	35,334,705	1,004,295	97.2	2 施設改良及び管理費(松林 白梅 さくら)                    35,334,705
	7 文化施設管理費	5,816,000	5,443,653	372,347	93.6	2 施設改良及び管理費(福庵)                    5,443,653
	合 計	265,711,000	263,651,266	2,059,734	99.2	